

# 「子どもを虐待から守る条例」の改正について

## 1 条例改正の経緯

児童虐待については、児童相談所への児童虐待相談対応件数が年々増加の一途をたどっており、全国で子どもの命が奪われるなど重大な事件も後を絶たず、依然として深刻な社会問題となっています。

県では、「子どもを虐待から守る条例」について、児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律等との整合を図るとともに、三重県がこれまで行ってきた児童虐待に対する取組の成果等を踏まえ、子どもの命を守る対策を充実するため、本条例の改正を検討しています。

## 2 主な改正内容

- (1) 基本的な考え方に、虐待を行ってはならず、許してはならないこと、虐待があらゆる家庭において起こりうるという認識のもとに子育て家庭が孤立しない社会の実現に向けて取り組むこと、子どもの権利を踏まえた施策の実施を規定。(第三条「基本的な考え方」)
- (2) 市町の責務として、子ども及び子育て家庭に身近な場所で虐待の防止に係る施策の充実に努める旨を規定。(第五条「市町の責務」)
- (3) 県民の通告義務、保護者の体罰禁止を規定(第七条「県民の責務」、第八条「保護者の責務」)
- (4) 通告を受けた児童相談所長は、子どもの安全確保のため必要があると認める場合、ためらわずに一時保護を行う旨を規定。(第十二条「通告等に係る対応」)
- (5) 県は、虐待を受けた子どもが転居した場合に、必要な支援が切れ目なく行われるよう必要な措置を講ずること、市町も同様の措置に努めることを規定。(第二十条「転居時の情報共有」)
- (6) 子どもの福祉に職務上関係のある者は、その職務に関して知り得た虐待を受けたと思われる子どもに関する秘密を漏らしてはならない旨を規定。(第二十六条「秘密の保持」)
- (7) 子育て支援指針、早期発見対応指針及び保護支援指針について、県が所管する各種計画等で管理を行うこととし、該当する条を削除(現行第十一条「子育て支援指針」、第十四条「早期発見対応指針」及び第十五条「保護支援指針」)
- (8) 乳幼児を保護するための拠点施設について、他の施設等に一時保護の委託が進んでいる状況に鑑み、第二十二条を削除(現行第二十二条「乳幼児を保護するための拠点施設」)

※ その他、各条文において所要の改正を行っています。

### 3 今後の予定

令和元年 12月 パブリックコメント実施

令和2年 2月 議案提出

3月 常任委員会（議案審議）

公布

4月 施行（予定）